第一号様式（第二条関係）

表　（略）

（略） 右の者は、国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の十六の規定による質問又は立入検査をする職権を行う者であることを証明する。

裏

（略） **第十二条の五**　（略） ２～７　（略） ８　児童福祉法第一章第七節（第十八条の四から第十八条の七まで、第十八条の八第一項及び第二項並びに第十八条の二十三を除く。）及び第四十八条の三第二項の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 （表略） ９～19　（略）

第二号様式（第三条関係）

国家戦略特別区域限定保育士登録申請書

（略）	
その他	（略） □　国家戦略特別区域法（以下「法」という）第12条の５第15項若しくは第17項から第19項までの規定又は児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者 □　法第12条の５第８項において準用する児童福祉法第18条の19第１項第２号又は第２項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者 （略）

私は、国家戦略特別区域保育士の登録を受けたいので、上記事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠蔽（いんぺい）していないことを誓い、国家戦略特別区域法施行令第９条において準用する児童福祉法施行令第16条の規定に基づき申請します。

（略）

備考　（略）

（略）

備考　（略）

第一号様式（第二条関係）

表　（略）

（略） 右の者は、国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用する児童福祉法第十八条の十六の規定による質問又は立入検査をする職権を行う者であることを証明する。

裏

（略） **第十二条の四**　（略） ２～７　（略） ８　児童福祉法第一章第六節（第十八条の四から第十八条の七まで、第十八条の八第一項及び第二項並びに第十八条の二十三を除く。）及び第四十八条の三第二項の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 （表略） ９～19　（略）

第二号様式（第三条関係）

国家戦略特別区域限定保育士登録申請書

（略）	
その他	（略） □　国家戦略特別区域法（以下「法」という）第12条の４第15項若しくは第17項から第19項までの規定又は児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者 □　法第12条の４第８項において準用する児童福祉法第18条の19第１項第２号又は第２項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者 （略）

私は、国家戦略特別区域保育士の登録を受けたいので、上記事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠蔽（いんぺい）していないことを誓い、国家戦略特別区域法施行令第８条において準用する児童福祉法施行令第16条の規定に基づき申請します。

（略）

備考　（略）

（略）

備考　（略）